

越 監 公 表 第 1 0 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、市長及び教育委員会教育長から令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年(2022年)12月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

令和3年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

○令和4年(2022年)7月1日現在

1. 包括外部監査契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
2. 越谷市包括外部監査人	藤原 拓也(公認会計士)
3. 特定の事件(テーマ)名	「補助金の交付等に関する事務の執行について」
4. 監査対象課	危機管理室、人権・男女共同参画推進課、政策課、財政課、公共施設マネジメント推進課、市民活動支援課、くらし安心課、市民課、安全衛生管理課、福祉総務課、障害福祉課、地域共生推進課、介護保険課、保育入所課、青少年課、国保年金課、生活衛生課、環境政策課、資源循環推進課、経済振興課、農業振興課、建築住宅課、予防課、教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、学務課、指導課、教育センター
5. 監査結果での指摘件数	92件(指摘:19件 意見:73件)
6. 指摘事項と講じた措置状況	表のとおり

(1)表中の凡例

- 頁 ▶ 【令和3年度 越谷市包括外部監査報告書】の中で包括外部監査人が指摘した内容が記述されているページ数

(2)表の【指摘の区分】欄に掲げた用語の意味

- 指 摘 ▶ 改善・是正に取り組むべきもの
- 意 見 ▶ 組織及び合理化の観点から改善の検討を求めるもの

(3)表の【措置の状況】欄に掲げた用語の意味

- 改 善 済 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容に沿うよう改めたもの又は改めたと見なせるもの
- 検 討 中 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について対応を検討中のもの
- 現状維持 ▶ 包括外部監査人からの指摘・意見の内容について現状のままとしたもの

目次	
I. 総論	1
II. 各論	4
(1) 土地開発公社補助金 土地開発公社利子補給金(政策課)	4
(2) 越谷市自立支援団体助成金(人権・男女共同参画推進課)	4
(3) 職員福利厚生事業補助金(安全衛生管理課)	5
(4) 越谷市国際交流協会補助金(市民活動支援課)	5
(5) 越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)(市民活動支援課)	6
(6) 越谷市集会施設整備事業補助金(市民活動支援課)	7
(7) 越谷市地区まちづくり助成金(市民活動支援課)	7
(8) 越谷市防犯協会補助金(くらし安心課)	9
(9) 越谷駅東口第一自転車駐輪場(くらし安心課)	10
(10) 越谷市自主防災組織育成費補助金(危機管理室)	10
(11) 社会福祉協議会助成金(福祉総務課)	11
(12) 民生・児童委員活動助成金(福祉総務課)	11
(13) 越谷市地域活動支援センター事業等補助金(障害福祉課)	12
(14) 越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金(地域共生推進課)	12
(15) 越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金(介護保険課)	13
(16) 1歳児担当保育士雇用費補助金(保育入所課)	14
(17) アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金(保育入所課)	14
(18) こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金(保育入所課)	15
(19) 私立保育所等運営費補助金(保育入所課)	15
(20) 特別支援保育事業費補助金(保育入所課)	15
(21) ボーイスカウト助成金(青少年課)	16
(22) 越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金(国保年金課)	16
(23) 越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金(生活衛生課)	17
(24) 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金(環境政策課)	17

(25) 越谷市資源回収奨励補助金(資源循環推進課).....	18
(26) 一般事業費補助金(経済振興課).....	18
(27) 越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金(経済振興課).....	19
(28) 公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金(経済振興課).....	19
(29) 住宅・店舗改修促進補助金(経済振興課).....	20
(30) 商店街活性化推進事業費補助金(経済振興課).....	20
(31) 中小企業経営支援事業費補助金(経済振興課).....	20
(32) 一般社団法人越谷市観光協会補助金(経済振興課).....	21
(33) 越谷市特別認定農業者補助金(農業振興課).....	21
(34) 株式会社埼玉県東部流通センター(農業振興課).....	22
(35) 越谷市既存建築物耐震改修補助金(建築住宅課).....	22
(36) 越谷市幼少年婦人防火委員会補助金(予防課).....	23
(37) 越谷市私立幼稚園振興補助金(教育総務課).....	23
(38) 文化連盟助成金(生涯学習課).....	24
(39) 越谷市レクリエーション協会補助金(スポーツ振興課).....	24
(40) 越谷市体育協会補助金(スポーツ振興課).....	25
(41) 越谷市学校保健会交付金(学務課).....	25
(42) 越谷市中学校体育連盟補助金(指導課).....	26
(43) 越谷市部活動等競技会派遣助成金(指導課).....	26

I. 総論

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
1	28~29	意見 1	概算払いについて	財政課	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。各補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、各課において、概算払いに係る補助金要綱の見直し・検討を行うよう指導しました。	改善済
2	29~30	意見 2	補助事業の終了予定年度について	財政課	補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものである。社会環境の変化に対応して当該目的も変化するため、補助金等の必要性もそれに応じて変化すべきである。したがって、補助金等の既得権化を回避するため、当該事業計画の最終年度を補助金等の終了予定年度とすべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、補助金等が既得権化されないよう、引き続き、所管課において団体等との調整に留意するよう指導しました。	改善済
3	30~31	意見 3	効果測定値の把握について	財政課	補助金等の効果測定のために、補助事業の活動成果を表す数値を把握することが必要である。当該数値は、補助事業の成果を直接的に表す指標(自治会活動等)であることが望ましいが、そのような直接的な数値を測定することが困難な場合には、代替的な数値(自治会参加率)を測定すべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、各課の検証にあたっては、適正な効果測定が図られるよう、目的や期待する効果に沿った数値や指標などの設定に努めるよう指導しました。	改善済
4	31~32	意見 4	補助金等の金額の硬直性について	財政課	補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものであるため、当該金額は、補助事業の計画や実績に応じて変動すべきものである。補助金等を有効に活用するためには、越谷市が裁量権を有する補助金等については、当該計画や実績に応じて補助金等の金額を変動させるべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、補助金額の決定については、毎年度、適正な補助金額を検討した上で要求を行うよう指導しました。	改善済

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
5	33	意見 5	補助金等の性格について	財政課	補助金等のなかには、特定の団体の運営資金として交付されるものがある。当該団体の必要性を慎重に検討したうえで、当該団体の必要性が認められる場合には、運営費としての取扱いを行うべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、団体の運営及び維持等に要する費用の補助のみとなる場合は、当該団体の必要性を慎重に検討し、運営費補助として取り扱うよう指導しました。	改善済
6	33~34	指摘 1	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	財政課	事業仕入に係る消費税相当額が発生する可能性のある補助金等に係る要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加すべきである。当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行い、当該補助事業者が課税事業者に該当する場合には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出を義務付けることが必要である。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、各補助金の所管課において、再度、要綱を確認するなど、今年度の補助金一斉見直しにおいて対応を図るよう指導しました。	改善済
7	34~35	意見 6	事務手続の合理化について	財政課	交付件数の多い補助金等については、当補助金等の交付手続の適正化を前提としたうえで、業務の効率化を推進する観点から、当該交付手続に係る事務負担を軽減する方法を検討すべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、事務負担の軽減に繋がる方法については、補助金一斉見直しの時期にかかわらず、不断の検討に取り組むよう指導しました。	改善済
8	35	意見 7	補助金等の金額の算定方法の見直しについて	財政課	中核市への移行に伴い、埼玉県から越谷市に移管された事業に係る補助金等については、その算定方法の検証を行うことなく、従前の方法を採用している場合がある。当該事業の蓄積が行われていることから、上記のような補助金等については、その算定方法の検証を行うべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」の発出により、算定方法の検証を実施し、他市の状況や、社会情勢等を踏まえ、適正な算定を行うよう指導しました。	改善済

通し 番号	頁	区分	指摘項目	対象課	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置 状況
9	35~36	意見 8	所管課での補助事業の継続性についての見直しについて	財政課	所管課での補助事業の継続の必要性の見直しについては、補助金等の金額と効果測定値との関係を検証し、当該事業の中止あるいは継続の判定の後、当該事業の継続の必要性が認められた場合には、当該事業の規模の縮小あるいは拡大の検討もあわせて行うべきである。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、補助金の所管課において、補助金等評価基準に基づく評価を行う際は、補助金等の目的・効果、評価内容と合致しているか、十分に検証を行った上で評価し、事業規模の縮小、拡大についても、当該評価結果等に基づき、当初予算編成過程において検討するよう指導しました。	改善済
10	36	意見 9	無償の役務提供の見直しについて	公共施設マネジメント推進課	越谷市所有の土地の無償貸付等の無償の役務提供は、経済的な効果としては金銭の交付と同様であるが、金銭の交付と異なり予算に計上されないため、予算統制の対象とならず長期間にわたり継続される危険性があるので、これらの取引についても定期的な見直しが必要である。	令和4年6月2日付行財政部長通知「令和3年度包括外部監査報告書の監査結果(総論)に係る指摘及び意見に対する対応について(通知)」により、無償貸付等は、原則、長期間にわたる意思決定をせず、毎年度、事業の状況に応じた意思決定を行うとともに、無償貸付等の条件についても見直しを行うよう指導しました。	改善済

II. 各論

(1) 土地開発公社補助金 土地開発公社利子補給金(政策課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
11	47~48	意見 10	概算払いについて	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。	補助金等の交付時期について、土地開発公社の財務状況等に鑑み、改めて検証しました。 その結果、令和4年度からは「完了払」での交付を原則とすることとし、土地開発公社補助金等交付要綱について、所要の改正を行いました。	改善済

(2) 越谷市自立支援団体助成金(人権・男女共同参画推進課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
12	51	意見 11	効果測定の数値について	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。	講座等の開催実績については毎年、助成団体より報告を受けていることから、引き続き所管課において把握するものとし、成果指標として用いることとします。	改善済
13	51~52	指摘 2	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	当補助金等の補助事業者は消費税課税事業者であることから、当補助金等要綱第8条第3項の規定に従って、補助事業者は、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して事業実施報告書を提出しなければならない。	次回提出時までには、消費税仕入控除額等を減額して事業実施報告書を提出するよう事業者に指導いたします。	改善済

(3)職員福利厚生事業補助金(安全衛生管理課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
14	55~56	意見 12	概算払いについて	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。	指摘を踏まえ、令和5年度までに規程の修正を検討してまいります。	検討中
15	56~57	意見 13	補助事業の必要性について	最終的に市職員に給付されることになる補助金等については、その補助事業の必要性(市職員のニーズ、社会通念上の適当性、他の公共自治体・民間企業とのバランス、他の手段の有無等)を慎重に検討すべきである。	他市の状況等情報収集を行い、事業の必要性について検討してまいります。	検討中

(4)越谷市国際交流協会補助金(市民活動支援課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
16	61~63	意見 14	補助対象経費の範囲外について	越谷市国際交流協会の歳入歳出決算(予算・実績)において、補助金等の金額が事業費の金額よりも大きくなっていることは、当補助金要綱第 3 条に抵触するおそれがある。 そこで、補助金等の金額が、「事業に要する経費」(要綱 2 条)すなわち歳入歳出決算(予算・実績)上の事業費の範囲内となるように算定することが望まれる。	団体の歳入歳出決算では、歳出における事務費(事務局費)と事業費が分けて経理されています。事務費については、当該団体が国際化の推進等に関する各種事業の実施に必要な経費も含んでいると考え、要綱第2条「事業に要する経費」として、補助金の算定を行ってまいりました。 今後は、補助金等の金額が事業費の範囲内であることが明確となるよう、令和4年度中に「事業に要する経費」の範囲等について整理してまいります。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
17	63～64	意見 15	補助基準の超過について	「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して 3/4 以内が上限とされている。令和 2 年度越谷市国際交流協会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。	国際交流協会は、市が設置し、事務局を担っていた「越谷市都市提携委員会」を前身とし、主に姉妹都市交流を行う目的で市が設立した団体で、市職員が理事となっています。 このような団体設立の背景等を踏まえ、今年度当該補助金を「公的団体」に対する奨励的事业費補助(補助率の上限 4/4)として見直しを行いました。	改善済

(5)越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)(市民活動支援課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
18	78～79	意見 16	小規模自治会の統合について	小規模の自治会は、収入が少なく、また、自治会活動の事務負担が大きくなる傾向があるため、自治会の設立には、その加入世帯に一定の下限を設定することが考えられる。また、コミュニティ組織の維持の視点からも小規模な自治会の統合を促すような補助金等の算定方法を採用することも考えられる。	自治会は、任意の地縁団体であり、様々な設立の背景があることから、団体の設立に際して、市がその規模に制限を設けることは適当でないと考えます。一方、今後の社会情勢を踏まえると、コミュニティ組織の維持は、重要な課題であると認識しております。 現段階では、補助金の算定方法に変更の予定はありませんが、先進団体の様々な手法について、調査研究するとともに、合併などのご相談があった場合には、手続きの支援等を実施してまいります。	現状維持
19	79	意見 17	交付金の算定方法について	自治会への加入率が、近年、低下傾向にある。この傾向への対策として、自治会への加入率あるいは加入数の増加を促すため、補助金等の算定方法に同加入率あるいは加入数を反映させることが考えられる。	地域コミュニティの維持にとって、自治会加入率の低下は、大きな課題であると認識しております。これまで、加入促進に向けた様々な取組を進めてまいりましたが、自治会を取り巻く状況も大きく変化していることから、改めて、自治会の現状把握や加入率低下の要因等の分析を行うこととし、取組を進めております。 このため、現段階では、補助金の算定方法に変更の予定はありませんが、市政世論調査を活用した現状分析や先進団体の調査研究を進めながら、加入率や加入数の維持・向上に、どのような手段が適切か検討してまいります。	現状維持

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
20	79~80	意見 18	交付金申請時添付書類の確認について	提出資料の適正性を確保するため、所管課は、自治会に自治会会計収支決算書についての監事監査を実施し、また、監事監査報告書を付した同書を提出するように自治会に指導するべきである。	自治会振興交付金の申請に際し、添付書類として、自治会の会計収支決算書を提出していただいています。今後は、提出書類の適正性を確保するため、令和4年度中に要綱を改正し、監事監査報告書も添付書類として位置づけ、令和5年度の申請から添付を求めてまいります。	改善済

(6)越谷市集会施設整備事業補助金(市民活動支援課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
21	85	意見 19	小規模自治会の統合について	当補助金等の申請については、自治会の規模は問われないものの、コミュニティ組織の維持の視点からも規模の大小を問わず、一律に集会施設を整備することとなった場合には、当補助金等が過大となる恐れがあるため、自治会の統合を促すことが有用である。	補助金の交付に際し、費用対効果は重要な観点であると認識しております。また、コミュニティ組織の維持の視点から、自治会の統合は、1つの有用な手段であると考えますが、自治会は、任意の地縁団体であり、様々な設立の背景があります。これを踏まえ、集会施設整備のご相談を受ける場合には、近隣の集会施設の共同利用や公共施設の活用など、相談者の実情に応じた様々な手段を提案してまいります。	現状維持

(7)越谷市地区まちづくり助成金(市民活動支援課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
22	90	指摘 3	監事の監査報告日について	地区コミュニティ推進協議会収支決算報告書に添付される監事監査報告書については、同決算書の会計期間の全期間にわたって監事監査が行われたことを明らかにするため、同報告書の日付は会計期間の終了日の翌日以後の日付とすべきである。	令和4年度の会計報告からご指摘のと通りの対応とすることとし、越谷市コミュニティ推進協議会及び各地区コミュニティ推進協議会の事務局に指示しました。	改善済

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
23	90～92	指摘 4	備品購入支出の正当性について	補助金等は当初予定していた事業に使用すべきであり、予算変更には変更承認が必要である。当該事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響等のやむを得ない事情により中止あるいは縮小され、その結果として余剰金が生じた場合には、変更承認を受けた後に予算変更するか、余剰金として返還すべきである。	地区まちづくり助成金は、地区別予算として位置づけされており、軽微な内容・金額変更については、その内容等を確認し、地域の実情に応じて、予算の範囲内で柔軟に対応しております。一方、コロナ禍における事業の中止に伴い、当初予定していなかった新規事業を実施する場合などは、事業の目的・内容等を確認し、承認する必要がありますことから、事前の変更承認の手続きが必要であると考えます。 このため、令和4年度中に、変更承認の対象となる変更の範囲や手続き等を整理し、所要の要綱改正を行います。	改善済
24	92～95	意見 20	まちづくり事業以外の事業報告・決算書について	補助金等の交付対象の補助事業の事業報告・決算書を入手するにあたっては、その対象となった補助事業のすべての団体の事業報告・決算書を入手すべきである。	地区まちづくり助成金は、各地区のコミュニティ推進協議会の事業に対する補助として交付しています。各地区ではコミュニティ推進協議会の会計から各団体へ事業費を交付することとなりますので、適切な事業報告・決算書の作成について検討するとともに、令和4年度中に報告用の書式等を示し、令和5年度から統一的な対応としてまいります。	改善済
25	95	意見 21	補助基準の超過について	「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して3/4以内が上限とされている。令和2年度越谷市コミュニティ推進協議会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。	コミュニティ推進協議会は、自治会連合会などの様々なコミュニティ団体の相互の連携と協調を図り、本市のコミュニティづくりを進めるために、市が政策的に設立に関与した団体です。このような団体設立の背景や、当該助成金の地区別予算としての位置付け、当該団体には自主財源がないことなどを勘案すると、助成金の額は事業費の全額を賄えるよう配慮する必要があります。 このため、関係各課と調整の上、令和4年度中に今後の当該補助金の補助率等の取り扱いについて整理いたします。	改善済

(8)越谷市防犯協会補助金(くらし安心課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
26	100	意見 22	補助金等の必要性について	当補助金等については、過去5年間継続してほぼ同額の補助金等を交付している。当補助金等の効果測定値(犯罪認知件数)は、同期間にわたって継続的減少していることから当補助金等については一定の効果があると考えられるものの、補助金等の既得権化を防止し、説明責任を果たすためには、補助金等の算定方法の見直しが必要である。	補助金の交付決定については、越谷市防犯協会より提出された事業計画、収支予算書などを、越谷市防犯協会補助金交付要綱に基づいて審査を行っています。 効果測定値である犯罪認知件数は継続的に減少しているが、補助金が既得権益化することが無いよう、犯罪傾向に合わせた事業内容であるか、また、コスト縮減に向けた取組がなされているかなどの視点を持ち審査を行っています。そのため、補助金の算定方法は現行の方法を維持してまいります。	現状維持
27	101	意見 23	コスト構造について	当補助金等の補助事業の総事業費の3分の1が人件費となり固定化されていることは、事業目的の制約条件となる可能性がある。人件費の変動化を検討し、業務量を考慮した人件費を設定すべきである。	越谷市防犯協会職員は、平日の10時から16時まで勤務しており、市民の防犯意識醸成を図るため各種防犯キャンペーンの実施やその準備、地域からの防犯を進める地域防犯推進委員や越谷警察との連絡・調整などの業務を担当しています。これらは毎年度の業務量に大差はなく変動化を導入したとしても、効果は限られたものと考えます。そのため、雇用の安定化も含め、現行の時給と勤務日数による給与体制を維持してまいります。	現状維持
28	101~102	意見 24	剰余金の返還について	当補助金等は前金払いで交付されているため、年度決算で剰余金が生じても越谷市に返還されないことがない。その結果、事業費の効率化のインセンティブが失われる可能性がある。この弊害を防止するため、当補助金要綱を改正し、当補助金等の交付は概算払いとし、残額については各年度で事業実績報告書に基づき精算すべきである。	越谷市防犯協会の収支決算報告書によると、繰越金は現年度の補助金に余剰が発生しているのではなく、過年度に発生した余剰金を繰り越している現状です。 今後、余剰金については、過年度分も含め精算できるよう、令和5年度までに交付要綱の改正を検討してまいります。	検討中

(9)越谷駅東口第一自転車駐輪場(くらし安心課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
29	104	指摘 5	無償貸付目的の明文化について	長期間にわたる無償貸付については、当該事業のための無償貸付の目的、事業収支の試算、経済効果等を検討した資料を適切に整備・保存し、当該期間にわたって事後的にそれらの目的等を確認できるようにすべきである。	当該駐輪場は、(公財)自転車駐車場整備センターで整備及び運用されており、その業務スキームの一部として無償による用地提供が求められています。今後、同様のスキームで駐輪場の整備を行う場合、改めて無償貸付けの目的や効果、収支試算等を整理するとともに、事業内容の検討に活用してまいります。	改善済
30	104	指摘 6	覚書の保存について	長期間にわたる無償貸し付け契約については、契約書あるいは覚書のみでの保存ではなく、当該契約の根拠となる事業の試算等の根拠資料の保存が必要である。	今後、長期間に渡る無償貸付契約を締結する場合、事業者から徴した資料及び検討内容等を整備・保存し、駐輪場の管理・運営方法等の見直しに適宜活用してまいります。	改善済

(10)越谷市自主防災組織育成費補助金(危機管理室)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
31	110~111	意見 25	補助金の交付先について	当補助金等の交付にあたっては、越谷市地域防災計画やハザードマップ等から、災害の危険性や整備状況の進捗状況を考慮し、自主防災組織等の中で交付の優先順位を付与することを検討すべきである。	令和4年度に自主防災組織育成費補助金要綱の改定を行い、自主防災組織で揃えるべき備蓄品の項目を設定します。また、全自治会に対してアンケート調査を実施し、その結果により整備率の低い地区に対し、自主防災組織の設立及び補助金の活用による備蓄品の整備を促してまいります。	改善済
32	111	意見 26	効果測定の数値について	当補助金等については、効果測定が行われていないが、整備基本方針を達成した組織数等を効果測定の数値に採用することにより、当補助事業の達成度を把握することができる。そのような数値を把握できるのであれば、当該数値を効果測定値として活用することを検討すべきである。	令和4年度に自主防災組織育成費補助金要綱の改定を行い、自主防災組織で揃えるべき備蓄品の項目を設定します。また、自主防災組織に対してアンケート調査を実施し、各組織における現在の備蓄品の整備状況から達成度を算出し、効果測定値とします。	改善済
33	111	意見 27	整備状況の把握について	当補助金等の補助事業により購入される物品等については、長期間あるいは高額なものも存在する。また、備蓄品としての性格から複数年の保存を前提としている。したがって、所管課では、これらの物品が適切に保存されていることを定期的に確認することを検討すべきである。	令和4年度に自主防災組織育成費補助金要綱の改定を行い、最低限保管する期間を設定するとともに、必要に応じて検査する体制を整備します。	改善済

(11)社会福祉協議会助成金(福祉総務課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
34	115～116	指摘 7	交付目的の明文化について	当助成金の交付の根拠は、条例、施行規則であるが、いずれも助成の手続きを定めるものであり、助成の目的は記載されていない。また、当助成金については、要綱等は制定されていない。当助成金の交付目的を明確化するため、条例、施行規則の改正あるいは要綱等の制定が必要である。	助成金の交付目的などを規定する新たな要綱を令和4年度に制定してまいります。	改善済
35	116～117	意見 28	助成金の性格について	事前アンケートの回答では、当助成金の性格は事業費である旨の回答であったが、後述の「3)助成金の算定方法について」に記載のとおり、実質的には運営費補助と考えられるため、補助金等の評価では運営費補助として評価すべきである。	当該助成金には、運営費のみではなく、特定の事業に係る経費も含まれるため、新たな要綱の制定に併せて助成金の性格についても検討してまいります。	検討中
36	117～118	意見 29	助成金の算定方法について	補助事業の助成対象額と予算額との差額は、過去5年間にわたり継続してマイナスである。補助事業者の継続性を考えた場合には、当該マイナスが継続することは問題であるため、当該マイナスの原因を調査し、その対応を検討すべきである。	新たな要綱の制定に併せて、助成金の助成対象額の積算根拠が妥当かどうかの検証を行うとともに、補助対象経費及び内容の見直しについて検討してまいります。	検討中

(12)民生・児童委員活動助成金(福祉総務課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
37	122～123	意見 30	助成金の算定方法について	当助成金の算定については、補助事業者の民生委員・児童委員の定数に基づき算定される。しかしながら、補助事業者の費用のなかには、同委員の実数に比例する費用もあるため、当助成金の算定には同実数も考慮する必要がある。	令和4年度に予定する要綱改正において、助成金の算定方法についても検討してまいります。	検討中
38	123	意見 31	効果測定の数値について	当助成金の効果測定の数値は、民生委員・児童委員協議会の開催回数により行われている。効果測定には、民生委員・児童委員の活動により直接的に関連する数値を効果測定の数値として使用することが望ましい。	効果測定の数値を協議会の開催回数から、相談支援件数に変更を行いました。 今後とも、助成金の効果性、効率性の向上に取り組んでまいります。	改善済

(13)越谷市地域活動支援センター事業等補助金(障害福祉課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
39	126～ 127	指摘 8	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	当補助金要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加し、当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行うことが必要である。	当該補助事業者が課税事業者でないことを確認しました。また、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定の追加を含め、令和4年度中に要綱を改正してまいります。	改善済

(14)越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金(地域共生推進課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
40	130～ 131	意見 32	効果測定の数値について	所管課は、当補助金等の効果測定の数値は把握していない。交付事業の性格から直接的な指標となる数値を入手することができない場合であっても、間接的な数値が入手できる場合には、これらの数値を効果測定の数値とすべきである。	各市町村が地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、軽費老人ホームは、自立して生活することに不安がある低所得高齢者などに住まいを提供するという社会的ニーズに対応するものであることから、令和4年度から施設の定員数に対する入居者の割合を数値指標として設定しました。	改善済
41	131～ 132	指摘 9	対象経費の確認について	対象経費のうちで、対象外経費(資本的支出)となる可能性の費用(多額の修繕費等)がある場合には、所管課はその内容を確認すべきである。	対象経費の精査については、令和3年度から当該法人に対し、必要に応じて補足資料として内訳を記載した一覧表の添付を求め、内容の確認を行うこととしました。	改善済
42	132～ 133	指摘 10	事業実績報告書の添付資料について	補助金の精算手続きの際には、補助金の交付要綱に従い、必要な資料を入手して、精算手続きを行うべきである。	法人の理事会の開催時期等により、実績報告に際し添付書類として当該年度の歳入歳出決算書抄本を提出できない場合について、要綱に基づき、見込書抄本の提出をもって対応しました。	改善済

(15)越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金(介護保険課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
43	136～ 138	意見 33	概算払いについて	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。	令和4年3月31日付で「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」の改正を行い、補助金の交付について、原則、完了払いにすることとしました。	改善済
44	138	意見 34	補助金等の交付先の財務リスクの把握について	特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期にわたるものについては、補助事業者が長期間にわたり安定的に補助事業を行うことができる経営・財務の基盤を有していることを確認すべきである。	令和4年3月31日付で「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」の改正を行い、補助金の交付申請の添付書類として、貸借対照表の提出を加えました。	改善済
45	138～ 140	意見 35	財産処分制限期間の明確化について	特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期にわたるものについては、補助事業者が補助事業を中止した場合の対応として、同要綱に財産処分制限の規定を設けるべきである。	令和4年3月31日付で「越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱」の改正を行い、財産処分制限について追加をしました。	改善済

(16)1 歳児担当保育士雇用費補助金(保育入所課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
46	145	意見 36	補助金の交付金額について	当補助金等の交付目的については、要綱には明確に記載されていない。当該目的が保育士加配費用の補填であるとともに、施設型給付費等減少収入の補填であることを要綱等において明確にすべきである。	当該補助金は、元々埼玉県補助メニューとして開始した補助が現状においても行われているものであり、中核市移行後、市単独補助となりました。そのため、事業者間の公平性の観点から県補助と足並みを揃える必要があるとともに、市独自の制約を設けることは補助金の趣旨から望ましいものではないと考えることから、現状維持とし、県の動向を注視しながら当該事業を行ってまいります。	現状維持
47	145～146	意見 37	補助金の交付対象について	当補助金等の交付対象は、私立保育園等であり、地域型保育事業所等は対象外となっている。一方で、地域型保育事業所等も、1歳児全体の3割程度受け入れている現状がある。当補助金等の交付目的が費用の補填であるのであれば、後者も当補助金等の交付対象に含まれることが適切であると考えられる。	地域型保育事業所は0～2歳児を受け入れる事業所ですが、1、2歳児を合同で保育する前提で公定価格が算定されており、それに基づき職員を配置して保育を行っています。私立保育園等で行われている年齢別の保育とは異なる体制となっているため、当該事業の対象とした場合、対象経費の算定が困難であることから、当該事業の補助対象に含めることは適さないものと考えます。	現状維持

(17)アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金(保育入所課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
48	149～150	意見 38	補助金の対象経費について	当補助金等は、アレルギー等対応特別給食を実施するために必要な調理員の加配費用の補填であるが、実際の対象経費は調理業務委託料全額となっている。当該金額のうちに、アレルギー等対応に関係のない費用が含まれていないことを確認すべきである。	当該補助金については、令和4年度から廃止したため、対応が困難であると考えています。	現状維持
49	150	意見 39	補助金の算定方法について	当補助金等の算定方法は、1施設あたり月額50,000円として算定され、対象者の人数が下限の2名を上回っていれば、その数と補助金等の金額とは比例しない。この算定方法は、越谷市が中核市となる以前に埼玉県で設定されていた方法を踏襲したもので、越谷市としては、補助金等の算定方法を検討していない。越谷市として、当補助金等の算定方法を検討すべきである。	当該補助金については、令和4年度から廃止したため、対応が困難であると考えています。	現状維持

(18)こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金(保育入所課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
50	154～ 156	意見 40	補助金の基準金額について	当補助金等の補助事業者の対象者一人当たりの支出額(月額)は、12 千円から 91 千円とばらつきがある。補助事業者間で預り保育に対して支出している経費及び対象経費に差異がないかどうかの確認が必要である。	当該補助金については、令和元年度から実施している補助事業ですが、当初から特に事業を開始する機会を捉え、事業者に対し経費等についての説明及び周知を行っています。対象者一人当たりの支出額に事業者間で少なからぬ乖離があることは承知しており、預かり保育の実施に係る職員体制や経費への考え方が事業者によって異なるが故に補助金交付申請額等に乖離が生じていると推察いたします。 今後も当該事業について、当該事業の実施において要した経費は、施設型給付費等の本体運営費と重複しないことを前提に、補助対象経費となることなどを全事業者に対し公平に説明を行ってまいりたいと考えています。	現状維持

(19)私立保育所等運営費補助金(保育入所課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
51	159～ 160	指摘 11	要綱上での補助対象経費や使途の明確化について	当補助金等については、平成 30 年度の包括外部監査で指摘を受けている。当該指摘事項(要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。)は、当包括外部監査の実施時点でも解消されていなかった。当該指摘事項については、速やかな対応が必要である。	要綱を改正し、令和4年4月から補助対象経費と使途について明確化を図りました。	改善済

(20)特別支援保育事業費補助金(保育入所課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
52	163～ 164	意見 41	補助金の交付金額について	保育所等への補助金等の算定方法の基準には、追加的な保育士の人数、受入人数、施設当たりとがあるが、各補助金等の交付目的と算定方法とが合致している必要がある。所管課の補助金等には、埼玉県から承継したものや埼玉県に基準に準じたものがあるため、所管課では、これらの補助金等の算定方法が越谷市としての交付目的に合致しているかどうかの検証を行うべきである。	補助金等については、国の制度による給付費では対応が不十分であり、給付費を補完するため、事業費の上乗せを特に行う必要があるとそもそもは県が判断したものであると考えています。その算定方法により対象経費に的確に充当されており、他の目的に充当が行えないものであることから、基本的には目的に合致していると認識しています。	現状維持

(21)ボーイスカウト助成金(青少年課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
53	166~ 167	意見 42	補助事業の対象団体について	当補助金等の交付団体は、要綱第 2 条の規定により特定の 2 団体に限定しているが、当該限定についての根拠は、特になし。したがって、その他の団体も当補助金等の応募が可能となるように、要綱の改正を行うことを検討すべきである。	現在、要綱の整備を含めた補助事業の見直しを検討中です。 令和4年度中には、事業の方向性を決定します。	検討中

(22)越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金(国保年金課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
54	171~ 172	意見 43	効果測定の数値について	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。	現在計画に掲載している目標値については令和6年度に改定予定であり、目標値を助成件数など具体的な数値を設定してまいります。	改善済
55	172	意見 44	補助金の交付対象について	助成金の対象を、特定健康診査と検査項目に合わせたことにより、本来助成金を受けべき方が受けられなかった例があった。特殊な事情により、検査項目要件を満たさない場合には、当該条件を考慮して、当助成金の交付対象に含めるべきである。	助成金を交付している目的が「被保険者の健康の保持増進を図るため」となっているため、特殊な事情により検査項目を満たさない場合については、助成金の交付対象とすることとしました。	改善済

(23)越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金(生活衛生課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
56	180	意見 45	効果測定の数値について	当補助金等の目的は、市内に生息する飼い主不明の猫の生息数の無秩序な拡大を防止することであるが、現時点での当該生息数は不明である。当補助金等の効果の検証のためには、コストを考慮したうえで、定期的の実態調査を行うことを検討すべきである。	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金の効果については、令和4年度に実施している自治体版クラウドファンディングにより集まった寄附金を原資として、野外猫の生息数調査を実施することで、効果測定の基礎データとすることができます。 今後、定期的に調査を実施し、得られたデータから当該補助金の効果を検証できるよう、財政面の対応等を検討してまいります。	改善済
57	180	意見 46	補助金額の妥当性について	現時点での市内に生息する飼い主不明の猫の生息数が不明であることから、当補助金等が生息数の無秩序な拡大を防止するために必要な不妊・去勢手術数をカバーするに足る予算額を下回っている可能性がある。複数年度にわたる予算の配分方法を検討すべきである。	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金に係る予算額の妥当性については、毎年の交付実績等を踏まえ、適正な金額になるよう検討し、予算要求を行っています。 今後は、これまでの検証に加え、野外猫の生息数調査により得られたデータを活用し、効果的に事業を実施してまいります。	改善済

(24)越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金(環境政策課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
58	184	意見 47	補助対象設備の拡大について	当補助金等の目的は、「地球温暖化防止」及び「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」にあり、その目的達成のためには、平成30年度に交付対象設備に定置用リチウムイオン蓄電池を加えたような対象範囲のさらなる拡大が必要である。	2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、再生可能エネルギー設備等の導入拡大を図るため、令和4年度より名称をゼロカーボン推進補助金と改め、従来から実施している太陽光発電設備、蓄電池設置への補助に加えて、家庭用については、V2H(電気自動車等充給電設備)、EV(電気自動車)・PHEV(プラグインハイブリッド車)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を補助対象に追加し、事業者用については、EV(電気自動車)・PHEV(プラグインハイブリッド車)を補助対象に追加した上で、対象者を市内に事業所を有する事業者へと拡大しました。	改善済

(25)越谷市資源回収奨励補助金(資源循環推進課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
59	189～190	意見 48	資源回収団体による資源回収量の減少について	近年、資源回収団体による資源回収量は減少傾向にある。当該傾向を改善するため、同団体に資源回収を促すための情報を伝えることを検討すべきである。	売り払い単価が低い場合に業者変更を行う際の資料とするため、令和 6 年度までに、資源回収業者の情報をまとめた一覧表を作成し、資源回収団体に情報提供してまいります。	検討中
60	190～191	意見 49	回収実績が無かった団体について	資源回収実施団体の登録数と実際に回収実績があった団体数との乖離があり、この乖離が近年の資源回収団体による資源回収量の減少傾向の一因である可能性がある。当該傾向を改善するために、上記の乖離の原因を確認し、適切な対応を検討すべきである。	コロナ禍により、資源回収を実施する団体が減少しているため、登録数と実際に回収実績があった団体数との乖離があったと考えられます。そのため、登録団体の実情の把握に努めるとともに資源回収を行うように促してまいります。	改善済
61	191	意見 50	補助金の単価について	当補助金等の回収単価については、資源回収実施団体の活動状況を反映し、定期的な見直しを行って行く必要がある。そのためには、同団体から入手した決算書から、同団体の活動状況を把握し、当該見直しの参考とすることが望まれる。	今後、資源回収団体の決算書等資源回収団体の活動状況を確認します。また令和 6 年度を目標に活動状況と他市の状況を参考にしながら補助金の金額や内容の見直しを検討してまいります。	検討中

(26)一般事業費補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
62	196～198	意見 51	概算払いについて	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。	補助事業完了後の交付について越谷商工会議所と検討、調整を進め、要綱の修正を検討してまいります。	検討中

(27)越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
63	200～201	意見 52	補助金の金額について	事業収支計算の収入の部には、市補助金と商工会議所の補助金だけが収入として計上されており、『「ふらっと」がもう』の自己収入(利用券の販売)は、収入には計上されていない。補助事業の収支計算書を作成する場合には、当該事業の資金収支を明らかにするという目的もあるため、利用券の販売及び回収を収入及び支出に計上する方法を適用した方が適切である。	実施主体や運営方法等を含め、全体として抜本的な見直しを検討してまいります。	検討中
64	201～202	意見 53	サポートスタッフの実稼働人数と利用券の使用状況について	当補助金等の補助事業におけるサポートスタッフの実稼働人数が少ないこと及び利用券の使用店舗が実質的に限定されていることは、公平性の観点からは問題がある。補助事業の継続性には、サポートスタッフの実稼働人数の増加と利用券の使用店舗の拡大が必要である。	実施主体や運営方法等を含め、全体として抜本的な見直しを検討してまいります。	検討中

(28)公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
65	205～206	指摘 12	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱を改正し、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助金の対象としないことを明記しました。	改善済
66	206～207	指摘 13	対象経費について	当補助金等の要綱には、具体的な経費の名称等が記載されていない。一方、所管課では実際の経費の具体的な内容は把握している。補助金等の算定や用途の明確化の観点から、要綱には、具体的な経費の名称等を記載すべきである。	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱を改正し、具体的な補助対象経費を明記しました。	改善済
67	207～208	意見 54	効果測定の数値について	過去 5 年間の推移を考慮すると、当補助金等の金額が一定であるのに対し、当補助金等の効果測定の数値である会員数は減少傾向にある。所管課の性格から、当補助金等には一定の経済効果が要求されるため、当該効果が得られない場合には、補助金等の削減及び補助事業の縮小あるいは所管課の変更を検討すべきである。	会員拡大キャンペーンの実施などにより、会員数は回復傾向に転じています。また、経済効果が期待できる派遣事業の受注が拡大していることから、効果測定として推移を確認することとしました。	現状維持

(29)住宅・店舗改修促進補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
68	210～ 211	意見 55	補助金等の事務手続きについて	当補助金等の交付件数、事務手続きを考慮し、申請者と所管課の双方の事務手続きの合理化を図る観点から、工事完了後の確認のみでも適切な補助金等の事務手続きの適正化を図ることができるように、事務手続きの変更を検討すべきである。	交付申請、実績報告など一連の手続きについては「補助金等の交付手続き等に関する規則」に基づくものであり、本補助金のみ特例を認める程の理由はないと考えております。	現状維持
69	211	意見 56	財産処分の制限の実効性確保について	当補助金等の要綱には、財産処分の制限についての規定が設けられているが、その実効性の確保のための手続は現実的には行われていない。当補助金等の趣旨を考慮したうえで、店舗については、事後的な報告を条件とする等の手段を講ずることを検討すべきである。	財産の処分制限に係る事前の承認は「補助金等の交付手続き等に関する規則」に基づくものであり、本補助金のみ特例を認める程の理由はないと考えております。	現状維持

(30)商店街活性化推進事業費補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
70	215～ 216	意見 57	補助金等の効果について	当補助金等の交付対象である商店会からの要望に応じた補助金等を交付しているため、予算上の制約により各商店会の補助事業に交付される補助金が少額なものとなっている。当該制約下で、当補助金等の効果を高めるためには、所管課で事業評価に基づく補助金等の算定を行うことを検討すべきである。	商店会の要望に基づく事業計画及び事業の効果を精査し、補助金が有効に活用されるよう、制度の見直しを検討してまいります。	検討中

(31)中小企業経営支援事業費補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
71	219～ 220	指摘 14	相談所事業の人件費の確認について	当補助金等の補助事業の対象経費の 80%は相談所事業に従事する経営指導員等(商工会議所職員)の人件費であるが、所管課では、当該指導員の新規指導件数の実績は確認しているが、継続的な指導も含めた実績の確認までは行われていない。所管課は、当補助金等の算定方法の検証のため、上記の確認を行うことを検討すべきである。	継続的な指導も含めた実績の確認を行うこととしました。	改善済

(32)一般社団法人越谷市観光協会補助金(経済振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
72	225～226	指摘 15	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。	一般社団法人越谷市観光協会補助金交付要綱を改正し、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出について規定を設けました。	改善済
73	227	意見 58	効果測定の数値について	当補助金等の効果測定の数値は、越谷市の観光入込客数を採用している。対外的な数値としては問題はないものの、内部的な評価で同数値を採用すると、所管課の補助事業の評価が適切に行われな可能性があるので、内部的な評価には、同数値からイオンモールの数値を除いた数値を効果測定の数値として採用すべきである。	本市の観光入込客数は、観光入込客統計に関する共通基準に基づき埼玉県に報告している数値です。イオンモールは市内外から多くの来客があり回遊の拠点となっているほか、越谷市観光協会との連携も行っており、本市の観光政策から外すことができない施設と考えております。	現状維持
74	227～228	意見 59	無償の役務提供について	補助事業者に対して越谷市所有の土地を無償で貸与している。当該貸与の目的、手続には、特に問題となる点はないものの、当該貸付は、無償の役務提供であるため、補助金等の評価にあたっては、予算計上されている補助金等の金額に当該無償貸付の経済的な価値を含めるべきである。	越谷市観光協会補助金は協会が実施する事業への補助であり、当該無償貸付の経済的な価値と一体で評価することは困難と考えております。一方、より効果的な活用がされるよう指導を継続してまいります。	現状維持

(33)越谷市特別認定農業者補助金(農業振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
75	231～232	意見 60	概算払いについて	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。	補助金等の交付時期について、補助事業等の完了後を原則とし、補助金等の目的を達成するため特に必要があると認めるときに概算払いが可能となるよう、令和4年度に要綱を改正します。	改善済
76	232～233	意見 61	継続的な評価について	所管課は、当補助金等の補助事業者である認定農業者から、申請の際の添付資料である補助事業の効果(「耕作面積の拡大に関する計画」)についての報告は行われていない。当補助金等の目的(優良農地の保全及び農業経営の効率化)を考慮し、所管課は上記計画の進捗状況について報告を受ける必要がある。	継続的な報告を求めることが可能となるよう、令和4年度に要綱を改正します。	改善済

(34) 株式会社埼玉県東部流通センター(農業振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
77	238	意見 62	株式会社埼玉県東部流通センターの支援の継続について	越谷市は、農業振興の目的で、市所有の土地を株式会社埼玉県東部流通センターに対して貸与している。同センターの財務状況を考慮して、過去 10 年間にわたり、当該貸付に係る土地賃借料は減免されている。当該減免により、機会損失が発生しているため、同センターへの支援については、上記の機会損失を考慮したうえで検討すべきである。	地域住民への生鮮食品の安定供給と地域農業者の安定的な出荷先としての役割を担う越谷市場の公共公益性と機会損失とを考慮したうえで、土地賃借料の減免について、引き続き検討してまいります。 なお、市場開設者である株式会社埼玉県東部流通センターの厳しい運営状況を踏まえ、今後の越谷市場のあり方についても検討を進めております。	現状維持

(35) 越谷市既存建築物耐震改修補助金(建築住宅課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
78	241～ 242	意見 63	効果測定の数値について	当補助金等の効果測定の数値を耐震改修工事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。効果測定を適切に行うため、当補助金等の上位計画である「越谷市建築物耐震改修促進計画」の達成度を効果測定の数値とすることを検討すべきである。	意見を踏まえ、令和4年度に効果測定の数値について検討してまいります。	検討中
79	242	意見 64	耐震化率の向上について	当補助金等の効果測定の数値を耐震改修工事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。建築後 40 年以上経過した住宅についての耐震化工事の費用は多額となることから、これらの住宅については、改修工事のみではなく、建替工事や解体工事に対する補助金等の交付の可能性についても検討すべきである。	昭和56年以前に建築された(以下、旧耐震基準)住宅の耐震化が進まない背景として、改修費用が高額であることや、居住者が高齢であることが挙げられますが、相続等の問題で空家となってしまっている旧耐震基準の古家が多く存在することも一つの要因と考えられます。空家は周辺環境を悪化させる要因でもあり、早期の解決を図る必要があることから、令和4年度より旧耐震基準の特定空家に対する除却の補助制度を創設いたしました。旧耐震基準の住宅が除却されることで、耐震化率の向上につながることから、補助制度の活用について周知しているところです。	改善済

(36)越谷市幼少年婦人防火委員会補助金(予防課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
80	245	意見 65	前金払について	越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金要綱第9条第1項を改正し、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することとします。	改善済
81	246	意見 66	効果測定の数値について	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値(クラブ数及びクラブ員数)を把握すべきである。当補助金等の金額は、過去5年間にわたりほぼ同額であるが、当該数値が減少傾向にあるのであれば、対策を講じることを検討すべきである。また、そのうえで同傾向が改善されないのであれば、補助事業の継続の必要性を検討すべきである。	クラブ数及びクラブ員数は毎年4月1日時点で把握しております。 婦人防火クラブ数及びクラブ員数は高齢化に伴い減少傾向にありますが、婦人防火クラブは地域防災の一翼を担っており、地域住民の寄せる期待は大きく、補助事業を継続していく必要があることから、補助金等については、諸課題を踏まえた上で、対策を検討してまいります。	現状維持

(37)越谷市私立幼稚園振興補助金(教育総務課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
82	251	意見 67	見積書の添付について	当補助金等の申請書に添付される見積書は1事業者のみで足り、複数の見積書は要求されていない。当補助金等の用途の適切化のため、越谷市の物品調達基準に準じて、一定の金額を超える物品を購入する場合には、事業者に対して複数の見積を入手することを要求し、上記の申請書に添付される見積書も複数とすることを検討すべきである。	令和4年度の振興補助金交付申請時より、補助対象経費が50,000円を超える事業につきましては、原則として二業者以上の見積書を添付するよう取り扱いを変更いたしました。	改善済
83	252	意見 68	実査について	当補助金等の補助事業者に対しては、所管課の訪問による現物確認の通知を行っているが、現時点では、当該確認は行われていない。当補助金等の用途の適切性を確認するため、サンプル的に現物確認を行うことを検討すべきである。	令和4年度より、前年度実施事業を抽出のうえ該当施設を訪問し、現物確認を実施いたします。	改善済

(38)文化連盟助成金(生涯学習課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
84	256～ 258	意見 69	視察研修費の補助対象額への参入について	当補助金等の算定資料(補助額算出表)に事業費対象外部分が含まれていた。所管課は、補助事業者に対して、上記資料の作成の際には、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分するよう指導するとともに、当該区分が適切に行われているかどうかの確認を行うことを検討すべきである。	令和4年度の補助金等の算定資料作成時より、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分するよう指導し、適正な補助金の執行を確認いたします。	改善済

(39)越谷市レクリエーション協会補助金(スポーツ振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
85	262～ 263	指摘 16	競技団体等への助成について	当補助金等の算定は、団体ごとの一定金額と会員数に比例した金額との双方を基準としているが、その他に越谷市主催事業への寄与度及び加盟年数等他の要素も考慮されている。当該要素の基準に不明な点があり、また、同じ性格の体育協会への補助金等の算定方法との差異を設ける必要性も不明である。スポーツ振興課は、公平性の観点より、補助金等の算定方法の明確化を検討すべきである。	越谷市レクリエーション協会については、加盟団体に対して体育協会同様事業助成金を交付しておりますが、現在交付基準等が定められていないことから、令和4年4月に開催のレクリエーション協会総会において、助成金の交付基準の作成について依頼をしております。	改善済
86	263	指摘 17	越谷市ゲートボール協会について	越谷市ゲートボール協会は、越谷市レクリエーション協会に属してはならず、当補助金等の独立した補助事業者として、当補助金等を受領している。公平性の観点からは、越谷市ゲートボール協会に対する取扱いが問題であり、スポーツ振興課は、他の競技団体と同様に扱うように検討すべきである。	越谷市ゲートボール協会に対しては、社会教育関係団体として越谷市社会教育関係団体補助金交付要綱に基づき、補助金交付を行っておりますが、会員の減少に伴い、平成28年度に補助金の減額を行いました。 その後も自主運営に向けた協議を毎年行っており、今後も会員の推移等も含め自主運営に向けた働きかけを行ってまいります。	現状維持

(40)越谷市体育協会補助金(スポーツ振興課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
87	267~ 268	指摘 18	競技団体等への助成について	当補助金等の補助事業者は、競技団体である加盟団体と競技団体以外の加盟団体とから構成されている。当補助金等の算定方法が前者(団体ごとの定額と会員数に比例した金額との合計額)と後者(越谷市体育協会の理事会の裁量)で異なっている。公平性の観点からは、当補助金等の算定方法が異なることは問題であり、スポーツ振興課は、同一の基準を採用すべきである。	体育協会事業助成金交付要綱第3条では、競技団体以外(中学校体育連盟、小学校体育連盟、スポーツ少年団)への助成金交付額については、理事会において決定するとなっており、体育協会に対し、体育協会事業助成金交付要綱の見直しを依頼いたしました。	改善済
88	268	意見 70	越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟への助成について	越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟は、当補助金等の補助事業者として、当補助金等を受領している。一方で、両者は、それぞれ、越谷市より越谷市中学校体育連盟補助金、越谷市小学校体育連盟補助金を受領している。当補助金等の交付手続として、越谷市体育協会を経由した両者への補助金等の交付の合理性はないため、交付手続の明確化の観点からは、上記の手続については整理することを検討すべきである。	中学校体育連盟及び小学校体育連盟に対して市から交付している越谷市中学校体育連盟補助金および越谷市小学校体育連盟補助金と、越谷市体育協会が同体育連盟に助成している事業助成金につきましては、各補助金の交付の趣旨等が異なることから、それぞれの交付要綱に基づく交付として、現行の取り扱いを継続してまいります。	現状維持

(41)越谷市学校保健会交付金(学務課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
89	271	意見 71	効果測定の数値について	当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値(実施した講演会等の参加人数等)を把握すべきである。	令和4年度も新型コロナウイルスの影響で講演会が中止となりましたが、講演会が再開した際には、参加者数等を把握してまいります。	改善済

(42)越谷市中学校体育連盟補助金(指導課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
90	274~ 275	指摘 19	越谷市中学校体育連盟の収支について	当補助金等の補助事業者である越谷市中学校体育連盟の収支は例年繰越金0である。補助事業の活動結果として、繰越金が生じていないのであれば問題はないが、例年、その傾向にあることは不自然である。所管課は、補助事業者に対して、収入金額に一致した支出を行う必要性はなく、補助事業の活動結果として生じた繰越金については、翌年に繰り越せるように指導すべきであり、また、その調整に使用されていると考えられる経費については、その内容を検証すべきである。	越谷市中学校体育連盟の収支については、越谷市学校教育振興補助金等交付要綱を柔軟に運用し、やむを得ない繰越金は計上して収支報告するよう指導いたしました。 また、毎年度、補助事業完了後に実績報告書を提出させ、補助事業等に係る実績及びこれに要した経費の内訳を確認しております。今後も、当該補助金が適正かつ有効に運用されるよう、検証してまいります。	改善済
91	275	意見 72	効果測定の数値について	当補助金等の効果測定数値については、事前アンケートに記載されている中学校の新体力テストの結果の他に、補助事業の活動の直接的な指標としての体育大会の開催数及び研究・講習会の開催数も考えられる。これらの数値も当補助金等の効果測定の数値として採用すべきである。	令和3年度補助金等に関する評価において、成果指標として、授業研究会・研究協議会の回数及び、体育大会の開催状況を採用しました。 引き続き、適正な効果測定が図られるよう、目的や期待する効果に沿った数値や指標などの設定に努め、当該補助金の公益性・公共性・必要性・有効性・効率性等について検証・評価をしてまいります。	改善済

(43)越谷市部活動等競技会派遣助成金(指導課)

通し番号	頁	区分	指摘項目	監査の結果又は意見の内容	措置の内容	措置状況
92	278	意見 73	効果測定の数値について	当補助金等の効果測定の数値は、関東大会・全国大会の出場校数であるが、当該校数のみでは、児童生徒の派遣数は不明である。したがって、当補助金等の効果測定の数値は、児童生徒数が減少傾向にあることから、単純な派遣数ではなく、児童生徒の派遣割合(派遣者数÷児童生徒数)とすることを検討すべきである。	令和3年度補助金等に関する評価において、成果指標として、児童生徒の派遣割合(派遣者数÷児童生徒数)を採用しました。 引き続き、適正な効果測定が図られるよう、目的や期待する効果に沿った数値や指標などの設定に努め、当該補助金の公益性・公共性・必要性・有効性・効率性等について検証・評価をしてまいります。	改善済